

# 国立大学法人群馬大学年俸制適用職員給与規則

	平成26.	4.	1	制定
改正	平成27.	1.	1	平成27. 4. 1
	平成28.	4.	1	平成29. 1. 1
	平成30.	1.	1	平成30. 4. 1
	平成31.	1.	1	令和元. 10. 1
	令和 2.	1.	1	令和 3. 4. 1
	令和 5.	1.	1	令和 5. 4. 1

## (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学に勤務する職員（教職員のうち教員を除く職員をいう。以下同じ。）のうち、国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、同条第3号に定める年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

【一部改正】(27. 1. 1/31. 1. 1/R1. 10. 1/R3. 4. 1)

## (対象者)

第2条 年俸制適用職員は、国立大学法人群馬大学任免規則別表に規定する特定職員、特定有期職員及び医学部附属病院長（理事又は教員が医学部附属病院長を兼ねる場合を除く。以下同じ。）並びにその他学長が特に必要と認める者とする。

【一部改正】(27. 1. 1/31. 1. 1)

## (給与の種類)

第3条 年俸制適用職員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

2 前項の諸手当は、管理職手当、管理教職員特別勤務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当、作業療法士手当、放射線取扱手当、臨床検査技師・臨床工学技士待機手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当とする。

3 年俸制適用職員の基本月額は、基本年俸の12分の1とする。

【一部改正】(27. 4. 1/30. 4. 1/R3. 4. 1)

## (基本年俸の計算期間)

第4条 基本年俸の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

## (基本年俸の額)

第5条 新たに採用する者の基本年俸の額は、その者の学歴、資格・免許、職務経験、能力及び責任の度合等を考慮して、別表第1、別表第2又は別表第3に定める俸給表

により，学長が決定する。

- 2 前項の規定により難い特別な事情がある場合は，学長が認める方法により決定することができる。
- 3 前2項の規定により決定された基本年俸の額は，前年度までの勤務成績により，これを変更することがある。
- 4 就業規則第24条の規定により再雇用する者(以下「再雇用職員」という。)の基本年俸の額は，その者に適用される俸給表のその者の属する職務の級に応じた再雇用職員の欄に掲げる額とする。

【一部改正】(31.1.1/R3.4.1)

(給与の支給日)

第6条 基本月額及び諸手当は，国立大学法人群馬大学教職員給与規則（以下「給与規則」という。）第4条の規定に準じて支給する。

(給与の支払等)

第7条 年俸制適用職員の給与は，給与規則第5条及び第6条の規定に準じて支給する。

- 2 前項に定めるほか，患者係事務職員手当，診療放射線技師手当，臨床検査技師手当及び作業療法士手当については，給与規則第6条第1項から第4項までの規定に準じて支給する。

【一部改正】(R3.4.1)

(管理職手当)

第8条 年俸制適用職員の管理職手当は，給与規則第15条の規定に準じて支給する。

- 2 前項に規定するもののうち，医学部附属病院長の管理職手当は，給与規則別表第11に規定するイ. 教育職俸給表5級Ⅱ種の額に準じて支給する。

【一部改正】(31.1.1)

(管理教職員特別勤務手当)

第8条の2 年俸制適用職員の管理教職員特別勤務手当は，給与規則第16条の規定に準じて支給する。

【一部改正】(27.4.1追加)

(扶養手当)

第8条の3 年俸制適用職員の扶養手当は，給与規則第18条の規定に準じて支給する。

【一部改正】(27.4.1追加)

(住居手当)

第9条 年俸制適用職員の住居手当は，給与規則第20条の規定に準じて支給する。

(通勤手当)

第10条 年俸制適用職員の通勤手当は、給与規則第21条の規定に準じて支給する。

(患者係事務職員手当)

第11条 患者係事務職員手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員(学長が必要と認める者に限る。)に支給する。

2 患者係事務職員手当の月額額は、次の各号に掲げるその者の職務の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 6,600円  |
| (2) 2級である者 | 8,500円  |
| (3) 3級である者 | 9,600円  |
| (4) 4級である者 | 10,200円 |
| (5) 5級である者 | 10,600円 |

【一部改正】(27.4.1)

(診療放射線技師手当)

第12条 診療放射線技師手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師に支給する。

2 診療放射線技師手当の月額額は、次の各号に掲げるその者の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 16,000円 |
| (2) 2級である者 | 18,200円 |

(臨床検査技師手当)

第13条 臨床検査技師手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師に支給する。

2 臨床検査技師手当の月額額は、次の各号に掲げるその者の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 16,000円 |
| (2) 2級である者 | 18,200円 |

(作業療法士手当)

第13条の2 作業療法士手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士に支給する。

2 作業療法士手当の月額額は、次の各号に掲げるその者の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 16,000円 |
|------------|---------|

(2) 2級である者 18,200円

【一部改正】(R3.4.1追加)

(放射線取扱手当)

第14条 年俸制適用職員の放射線取扱手当は、給与規則第26条の規定に準じて支給する。

(臨床検査技師・臨床工学技士待機手当)

第15条 年俸制適用職員の臨床検査技師・臨床工学技士待機手当は、給与規則第31条の6の規定に準じて支給する。

(超過勤務手当等)

第16条 年俸制適用職員に次の各号に掲げる勤務をさせた場合には、当該各号に定める手当を給与規則第32条から第34条までの規定に準じて支給する。

(1) 正規の労働時間を超える勤務 超過勤務手当

(2) 休日における勤務 休日給

(3) 深夜における正規の労働時間としての勤務 夜勤手当

2 前項の規定により支給する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の額は、基本月額、管理職手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常勤務日(365日から週休日及び休日を除いた日)に7.75を乗じたもので除して得た額を勤務1時間当たり基本額(以下「基本額」という。)として算出するものとする。この場合において、基本額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

3 第1項第1号から第3号に規定する勤務が、放射線取扱手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、基本額は、当該勤務に係る勤務1時間あたりの手当の額を、前項の規定により算出した額に加算した額とする。

【一部改正】(R3.4.1)

(宿日直手当)

第16条の2 年俸制適用職員の宿日直手当は、給与規則第39条の規定に準じて支給する。

【一部改正】(30.4.1追加)

(休職時の給与)

第17条 年俸制適用職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第14条又は第22条の2の規定による休業補償給付又は休業給付を受けるときは、給与の額からその補償の額を控除

した残額を支給する。

- 2 年俸制適用職員が前項以外の傷病に該当して休職にされたときは、その休職期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは、基本月額、扶養手当、住居手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当の100分の80を支給することができる。
- 3 年俸制適用職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その休職期間中、基本月額、扶養手当、住居手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 年俸制適用職員が調査・研究等又は災害により休職にされたときは、その休職期間中、基本月額、扶養手当、住居手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、災害により休職にされたときで、当該休職が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。この場合において、第1項ただし書を準用する。
- 5 年俸制適用職員が前4項以外の事由により休職にされたときは、その休職期間中、必要に応じて、基本月額、扶養手当、住居手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 休職にされた年俸制適用職員には、他の規則等に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

【一部改正】(R3.4.1)

(育児休業等の給与)

第18条 国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則により育児休業等をする年俸制適用職員の給与については、同規則に定めるところによる。

(給与の減額)

第19条 年俸制適用職員が勤務しないときは、給与規則第35条の規定に準じて給与を減額する。

(端数の処理)

第20条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(再雇用職員についての適用除外)

第21条 再雇用職員には、第3条第2項に定める諸手当のうち、扶養手当、住居手当は支給しない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定については、平成27年1月1日から適用する。
- 2 この規則施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける年俸制適用職員で、その者の受ける基本年俸が同日において受けていた基本年俸に達しないこととなる年俸制適用職員には、平成30年3月31日までの間、基本年俸のほか、その差額に相当する額を加算した額をその者の基本年俸として支給する。
- 3 この規則施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける年俸制適用職員（前項に規定する年俸制適用職員を除く。）について、同項の規定による基本年俸を支給される年俸制適用職員との均衡上必要があると認められるときは、当該年俸制適用職員には、同項の規定に準じて基本年俸を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった年俸制適用職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本年俸を支給される年俸制適用職員との均衡上必要があると認められるときは、当該年俸制適用職員には、前2項の規定に準じて基本年俸を支給する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条の2の規定については、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 年俸制一般職俸給表(第5条関係)

職員の 区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		5級	
		号俸	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸
再雇用職員 以外の職員	1	2,610,000	217,500	3,457,200	288,100	4,074,000	339,500	4,621,200	385,100	5,056,800	421,400
	2	2,688,000	224,000	3,577,200	298,100	4,176,000	348,000	4,738,800	394,900	5,192,400	432,700
	3	2,767,200	230,600	3,697,200	308,100	4,273,200	356,100	4,872,000	406,000	5,324,400	443,700
	4	2,858,400	238,200	3,814,800	317,900	4,368,000	364,000	5,001,600	416,800	5,474,400	456,200
	5	2,955,600	246,300	3,932,400	327,700	4,456,800	371,400	5,116,800	426,400	5,616,000	468,000
	6	3,069,600	255,800	4,035,600	336,300	4,564,800	380,400	5,257,200	438,100	5,750,400	479,200
	7	3,226,800	268,900	4,132,800	344,400	4,682,400	390,200	5,392,800	449,400	5,878,800	489,900
	8	3,338,400	278,200	4,214,400	351,200	4,797,600	399,800	5,526,000	460,500	6,004,800	500,400
	9	3,451,200	287,600	4,282,800	356,900	4,904,400	408,700	5,654,400	471,200	6,132,000	511,000
	10	3,547,200	295,600	4,353,600	362,800	5,018,400	418,200	5,788,800	482,400	6,238,800	519,900
	11	3,636,000	303,000	4,443,600	370,300	5,136,000	428,000	5,922,000	493,500	6,325,200	527,100
	12	3,722,400	310,200	4,525,200	377,100	5,246,400	437,200	6,036,000	503,000	6,392,400	532,700
	13	3,802,800	316,900	4,602,000	383,500	5,344,800	445,400	6,128,400	510,700	6,453,600	537,800
	14	3,870,000	322,500	4,676,400	389,700	5,454,000	454,500	6,201,600	516,800	6,505,200	542,100
	15	3,920,400	326,700	4,747,200	395,600	5,553,600	462,800	6,262,800	521,900	6,548,400	545,700
	16	3,970,800	330,900	4,818,000	401,500	5,623,200	468,600	6,304,800	525,400	6,589,200	549,100
	17	4,014,000	334,500	4,875,600	406,300	5,672,400	472,700	6,345,600	528,800	6,627,600	552,300
	18	4,058,400	338,200	4,934,400	411,200	5,725,200	477,100	6,386,400	532,200	6,663,600	555,300
	19	4,101,600	341,800	4,983,600	415,300	5,768,400	480,700	6,423,600	535,300	6,694,800	557,900
	20	4,143,600	345,300	5,007,600	417,300	5,800,800	483,400	6,462,000	538,500	6,718,800	559,900
	21	4,183,200	348,600	5,025,600	418,800	5,832,000	486,000	6,500,400	541,700	6,742,800	561,900
	22	4,220,400	351,700	5,048,400	420,700	5,860,800	488,400	6,529,200	544,100		
	23	4,262,400	355,200	5,072,400	422,700	5,888,400	490,700	6,565,200	547,100		
	24			5,090,400	424,200	5,914,800	492,900				
	25			5,112,000	426,000	5,940,000	495,000				
	26			5,133,600	427,800	5,965,200	497,100				
	27			5,155,200	429,600	5,994,000	499,500				
	28			5,176,800	431,400	6,028,800	502,400				
	29			5,196,000	433,000						
	30			5,215,200	434,600						
	31			5,241,600	436,800						
再雇用職員		2,725,200	227,100	3,124,800	260,400	3,705,600	308,800	3,987,600	332,300	4,207,200	350,600

備考 この表は、事務職員に適用する。



別表第2 年俸制医療職俸給表(第5条関係)

職員の 区分	職務の級	1級		2級		3級		4級	
		号俸	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸
再雇用職員 以外の職員	1	3,333,600	277,800	3,943,200	328,600	4,376,400	364,700	4,903,200	408,600
	2	3,440,400	286,700	4,050,000	337,500	4,460,400	371,700	5,046,000	420,500
	3	3,550,800	295,900	4,143,600	345,300	4,531,200	377,600	5,176,800	431,400
	4	3,660,000	305,000	4,234,800	352,900	4,598,400	383,200	5,300,400	441,700
	5	3,766,800	313,900	4,312,800	359,400	4,694,400	391,200	5,439,600	453,300
	6	3,873,600	322,800	4,388,400	365,700	4,810,800	400,900	5,577,600	464,800
	7	3,968,400	330,700	4,455,600	371,300	4,927,200	410,600	5,706,000	475,500
	8	4,054,800	337,900	4,546,800	378,900	5,037,600	419,800	5,828,400	485,700
	9	4,143,600	345,300	4,652,400	387,700	5,152,800	429,400	5,949,600	495,800
	10	4,220,400	351,700	4,758,000	396,500	5,266,800	438,900	6,073,200	506,100
	11	4,293,600	357,800	4,854,000	404,500	5,379,600	448,300	6,170,400	514,200
	12	4,364,400	363,700	4,962,000	413,500	5,475,600	456,300	6,246,000	520,500
	13	4,456,800	371,400	5,066,400	422,200	5,576,400	464,700	6,320,400	526,700
	14	4,538,400	378,200	5,164,800	430,400	5,655,600	471,300	6,382,800	531,900
	15	4,614,000	384,500	5,253,600	437,800	5,715,600	476,300	6,435,600	536,300
	16	4,688,400	390,700	5,341,200	445,100	5,764,800	480,400	6,482,400	540,200
	17	4,759,200	396,600	5,422,800	451,900	5,809,200	484,100	6,524,400	543,700
	18	4,828,800	402,400	5,472,000	456,000	5,853,600	487,800	6,561,600	546,800
	19	4,888,800	407,400	5,510,400	459,200	5,890,800	490,900	6,598,800	549,900
	20	4,935,600	411,300	5,550,000	462,500	5,926,800	493,900	6,636,000	553,000
	21	4,977,600	414,800	5,586,000	465,500	5,952,000	496,000	6,674,400	556,200
	22	4,998,000	416,500	5,617,200	468,100	5,978,400	498,200		
	23	5,014,800	417,900	5,641,200	470,100	6,001,200	500,100		
	24	5,032,800	419,400	5,664,000	472,000	6,025,200	502,100		
	25	5,053,200	421,100	5,684,400	473,700	6,048,000	504,000		
	26	5,073,600	422,800	5,703,600	475,300	6,084,000	507,000		
	27			5,721,600	476,800				
	28			5,749,200	479,100				
再雇用 職員		3,126,000	260,500	3,535,200	294,600	3,730,800	310,900	4,096,800	341,400

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、胚培養士、技能員に適用する。

別表第3 年俸制医学部附属病院長俸給表(第5条関係)

職務の級	1級(附属病院長)	
	基本年俸	基本月額
1号俸	8,925,600	743,800
2号俸	9,927,600	827,300
3号俸	10,963,200	913,600
4号俸	12,188,400	1,015,700